

令和 7 年 第 2 回 飯豊町議会臨時会会議録

令和 7 年 5 月 1 9 日 令和 7 年 第 2 回飯豊町議会臨時会は、飯豊町役場議場に招集された。

◎ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	横 山 清 彦	2 番	島 貫 寿 雄
3 番	遠 藤 純 雄	4 番	高 橋 勝
5 番	屋 嶋 雅 一	6 番	舟 山 政 男
7 番	松 山 和 好	8 番	遠 藤 芳 昭
9 番	高 橋 亨 一	1 0 番	菅 野 富士雄

◎ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

◎ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	嵐 正 人	副 町 長	西 嶋 康 平
教 育 長	菅 原 透	会計管理者（兼） 税 務 会 計 課 長	渡 部 博 一
総 務 課 長	志 田 政 浩	企 画 課 長	鈴 木 祐 司
住 民 課 長	細 谷 美 佳	健 康 福 祉 課 長 （兼）地域包括支援 セ ン タ ー 所 長	宮 川 千 鶴 子
介護老人保険施設 事 務 長 （ 兼 ） 国保診療所事務長	色 摩 里 香	農 林 振 興 課 長 （併）農業委員会 事 務 局 長	上 田 信 幸
商 工 観 光 課 長	伊 藤 満 世 子	地 域 整 備 課 長	渡 辺 裕 和
教 育 総 務 課 長	横 山 昌 則	社会教育課長（併） 町民総合センター所長	竹 田 辰 秀

◎ 本会議の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佃 典 子	議 事 室 主 査	井 上 由 佳
事 務 助 手	横 澤 吉 和		

◎ 議事日程は、次のとおりである。

令和 7 年 第 2 回飯豊町臨時会議事日程 〔第 1 号〕

令和 7 年 5 月 1 9 日

午前 1 0 時 開会

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	承認第 7 号	工事請負契約の一部変更についての専決処分の承認について（令和 5 年度繰越（4 年災）第 6661 号ほか町道舟越線道路災害復旧工事（第 6659 号第 6660 号合冊））
日程第 4	承認第 8 号	工事請負契約の一部変更についての専決処分の承認について（令和 5 年度繰越（4 年災）第 7659 号ほか町道舟越線並松山橋橋梁災害復旧工事（第 7656 号第 7658 号合冊））
日程第 5	承認第 9 号	令和 6 年度飯豊町一般会計補正予算（第 15 号）の専決処分の承認について
日程第 6	承認第 10 号	交通事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分の承認について
日程第 7	承認第 11 号	交通事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分の承認について
日程第 8	承認第 12 号	飯豊町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
日程第 9	承認第 13 号	飯豊町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
日程第 10	議案第 49 号	令和 7 年度飯豊町一般会計補正予算（第 1 号）

(議長 菅野富士雄君)

(午前 10 時 00 分 開議)

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の臨時会開催にあたり、議員各位並びに町執行部の皆さんには、御多忙のところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

町内では田んぼの代掻き作業も進み、田植作業も始まり、新緑の青葉が茂る季節となりました。改めて 1 年の安全と五穀豊穡を願っているところでございます。

本日は傍聴の方もお見えでございます。皆様の代表であります議員の質問、意見、提言等の内容をお聞き頂きたいと思います。以上挨拶といたします。

本日の出席議員数は 10 名であります。去る 5 月 12 日招集告示されました令和 7 年第 2 回飯豊町議会臨時会は、定足数に達しておりますので、ここに成立いたしました。

本日の会議はあらかじめ御手元に配付しております議事日程により進めてまいります。また、議案等の採決の際、挙手または起立しない議員は反対とみなしますので、御承知おき頂きたいと思います。

《 日程第 1 》

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、飯豊町議会会議規則第 126 条の規定により、6 番舟山政男君、7 番松山和好君を指名いたします。

《 日程第 2 》

会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は本日 1 日間に定めたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

《 日程第 3 》

承認第 7 号 工事請負契約の一部変更についての専決処分の承認について (令和 5 年度繰越 (令和 4 年災) 第 6661 号ほか町道舟越線道路災害復旧工事 (第 6659 号第 6660 合冊)) 及び

《 日程第 4 》

承認第 8 号 工事請負契約の一部変更についての専決処分の承認について (令和 5 年度繰越 (令和 4 年災) 第 7659 号ほか町道舟越線並松山橋橋梁災害復旧工事 (第 7656 号第 7658 号合冊))

の 2 案件を一括議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長、嵐正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました承認第 7 号 工事請負契約の一部変更についての専決処分の承認について及び承認第 8 号 工事請負契約の一部変更についての専決処分の承認に

についての2案件についてご説明申し上げます。2案件とも工事請負契約の一部変更について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるため提案するものであります。

初めに承認第7号 工事請負契約の一部変更についての専決処分の承認について（令和5年度繰越（4年災）第6661号ほか町道舟越線道路災害復旧工事（第6659号第6660号合冊））については、令和4年8月豪雨災害の被災か所において、今冬の豪雪により工程に遅れが生じたことから、工期を令和7年3月28日から令和7年6月30日に変更したものであります。

次に、承認第8号 工事請負契約の一部変更についての専決処分の承認について（令和5年度繰越（4年災）第7659号ほか、町道舟越線並松山橋橋梁災害復旧工事（第7656号第7658号合冊））については、橋梁下部工の掘削時に河川水の流入が発生したことにより工事を一時中止したことから、工期を令和7年3月28日から令和7年11月28日に変更したものであります。

以上、承認第7号及び承認第8号の2案件について概略を申し上げました。よろしくご審議を頂きまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

（議長 菅野富士雄君）

以上で提案理由の説明は終わりました。これからただいまの提案理由に理由に対する質疑を行います。質疑ありませんか。8番、遠藤芳昭君。

（8番議員 遠藤芳昭君）

ただいま2案件について説明頂きましたけれども、専決処分をされたということでございますが、工期が3月の28日までであったものが6月30日、さらには11月28日ということで工期の変更がされています。これは繰越し明許の事案に載ったものと思いますが、3月議会で恐らく3月の10日頃に繰越し明許の補正予算を可決をしているはずでございます。3月の14日に最終の定例会、議案の議案審査がございまして、その時点でも恐らく今の工事の内容を聞きますと、変更せざるを得ない、あるいはこういう理由で工期を多くとらざるを得ないということが事例が分かっているはずでございます。そういうことがあります、どこまで工期を延長するかということは、そういう課題もあったかと思いますが、もう6月、7月に発注している工事でありますので、十分それは協議をできることでなかったかなと思います。つまり専決処分に値するのかなのかと。もう少し吟味をして、きちんとした定例会、本会議にかけべき事案ではなかったかなと思います。その辺の経過についてお聞きをしたいと思います。

（議長 菅野富士雄君）

渡辺地域整備課長。

（地域整備課長 渡辺裕和君）

遠藤議員のご質問にお答えをしたいと思います。今回繰越しをさせていただくものにつきましては、事故繰越しということでさせていただくものでございまして、国に事故繰越しの申請をさせていただいて、そちらの承認を頂いてからの手続ということで進めさせていただいているものでございます。

なお、こちらの詳細につきましてはこれまでの全協等で説明をさせていただいております。

まして、なかなか3月の定例会までには繰越し事故繰越しを申請中でございますけれども、間に合わないかもしれないと。繰越しの承認が間に合わないかもしれないということも説明させていただいて、場合によっては専決処分ということで手続をとらせていただきたいということを御説明をさせていただきながら進めさせていただいておりますので御理解を頂きたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

よろしいですか。ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

ないようですので質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより承認第7号及び承認第8号の2案件をそれぞれ採決いたします。この採決は挙手によって行います。

初めに、承認第7号 工事請負契約の一部変更についての専決処分の承認について（令和5年度繰越し（4年災）第6661号ほか町道舟越線道路災害復旧工事（第6659号第6660号合冊））の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。挙手全員です。

よって、承認第7号は原案のとおり可決されました。

次に、承認第8号 工事請負契約の一部変更についての専決処分の承認について（令和5年度繰越し（4年災）第7659号ほか町道舟越線並松山橋橋梁災害復旧工事（第7656号第7658号合冊））の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。挙手全員です。

よって、承認第8号は原案のとおり可決されました。

《 日程第 5 》

承認第9号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算（第15号）の専決処分の承認について

の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長、嵐正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました承認第9号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算(第15号)の専決処分の承認について御説明申し上げます。

令和6年度飯豊町一般会計補正予算(第15号)について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、承認を求めるため提案するものであります。歳入歳出予算の総額に150万円を追加し、歳入歳出それぞれ78億80万6,000円と定めたものであります。

歳入の主な内容は、自動車重量譲与税や法人事業税交付金など各種譲与税、交付金の確定に伴う整理、除雪経費の追加交付による国庫補助金の追加、財政調整基金繰入金の減額等であります。

歳出の内容は、道路新設改良補助事業に係る工事請負費150万円を追加するものであります。

そのほか、繰越明許費の変更2件、債務負担行為の廃止6件及び地方債の変更1件であります。

以上概略を申し上げます。よろしく御審議を頂きまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより承認第9号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算(第15号)の専決処分の承認についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。挙手全員です。

よって、承認第9号は原案のとおり可決されました。

《 日程第 6 》

(議長 菅野富士雄君)

承認第10号 交通事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分の承認について及び

《 日程第 7 》

承認第 11 号 交通事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分の承認についての 2 案件を一括議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長、嵐正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました承認第 10 号交通事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分の承認について及び承認第 11 号交通事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分の承認についての 2 案件についてご説明申し上げます。2 案件とも交通事故に係る損害賠償の額の決定について専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、承認を求めるため提案するものであります。

初めに、承認第 10 号 交通事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分の承認についてにつきましては、令和 7 年 1 月 15 日 11 時 35 分頃、飯豊町大字手ノ子地内において公用車で走行中に発生した交通事故について損害賠償を行うものであり、損害賠償の請求者、損害賠償の額及び条件については記載のとおりであります。

次に、承認第 11 号 交通事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分の承認についてにつきましては、令和 7 年 2 月 12 日 9 時 50 分頃、飯豊町大字小白川地内において公用車で走行中に発生した交通事故について損害賠償を行うものであり、損害賠償の請求者損害賠償の額及び条件については記載のとおりであります。

以上、承認第 10 号及び承認第 11 号の 2 案件について概略を申し上げました。よろしくご審議を頂きまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これからただいまの提案理由に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより承認第 10 号及び承認第 11 号の 2 案件をそれぞれ採決いたします。この採決は挙手によって行います。

初めに承認第 10 号 交通事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。挙手全員です。

よって承認第 10 号は原案のとおり可決されました。

次に承認第 11 号 交通事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。挙手全員です。

よって承認第 11 号は原案のとおり可決されました。

《 日程第 8 》

承認第 12 号 飯豊町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

及び、

《 日程第 9 》

承認第 13 号 飯豊町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

の 2 案件を一括議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長、嵐正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました承認第 12 号 飯豊町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について及び承認第 13 号 飯豊町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についての 2 案件について御説明申し上げます。2 案件とも条例の一部改正について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求めるため提案するものであります。

初めに承認第 12 号 飯豊町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所得控除額の見直しや軽自動車税における車種区分を新設するなど、所要の規定の整理を行うものであります。

次に、承認第 13 号 飯豊町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてにつきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の基準額の見直しを行うものであります。

以上、承認第 12 号及び承認第 13 号の 2 案件について概略を申し上げました。よろしくご審議を頂きまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これからただいまの提案理由に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより承認第 12 号及び承認第 13 号の 2 案件をそれぞれ採決いたします。この採決は挙手によって行います。

初めに、承認第 12 号飯豊町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。挙手全員です。

よって承認第 12 号は原案のとおり可決されました。

次に承認第 13 号 飯豊町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。挙手全員です。

よって承認第 13 号は原案のとおり可決されました。

《 日程第 10 》

議案第 49 号 令和 7 年度飯豊町一般会計補正予算 (第 1 号)

の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長、嵐正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました議案第 49 号 令和 7 年度飯豊町一般会計補正予算 (第 1 号) についてご明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に 432 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 74 億 5,032 万円と定めるものであります。

歳出の内容につきましては、町民プールのタイル撤去に係る工事請負費等 432 万円を追加するものであり、その財源として基金繰入金を追加するものであります。

以上概略を申し上げます。よろしくご審議を頂きまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これからただいまの提案理由に対する質疑を行います。質疑ありませんか。4 番、高

橋勝君。

(4 番議員 高橋 勝君)

それでは1点お伺いします。プール開きも6月中旬ということで迫っておる中でのこの案件ということで聞いております。利用者の安全が第一優先ということでありまして、今回はタイルを剥離すると、剥がしてですね、コンクリートの上にプールマットを敷くという工事になると理解しておりますが、タイルを今回のように剥離する以外の工事方法は検討されたのかどうか。コストを意識した、意識しながらも安全に利用できる方法はこれ以外なかったのかどうか。そしてこの方法を決定される際、専門業者、タイル業者になるかどうかだと思んですが、専門業者の助言等々を求めてこの工事方法に、タイルを剥がすという工事法に決定したのかどうかをお聞かせください。

(議長 菅野富士雄君)

竹田社会教育課長。

(社会教育課長(兼)町民総合センター所長 竹田辰秀君)

4 番、高橋勝議員のご質問にお答えいたします。

6月中旬頃にプール開きが始まるということで、子供たちの安全が何より最優先だということでもあります。雪解け後、4月中旬現場を確認したところ、先般の全員協議会でお示したような非常に危険な状況であったということでもあります。今回、剥離以外の方法という部分で業者等々とも現場で相談しながら、どのような方法が一番いいのかということで検討させていただきました。その結果、将来的なことも踏まえて、掃除しては壊れる、掃除しては壊れるという状況が続いておりますので、この際全部剥がしてコンクリートの上にマットを敷く方が一番安全であるということで、今回の補正予算にその必要経費を上程したところであります。タイル専門業者というわけではありませんけれども、町内の業者さんと相談させていただきながら、今回この方法で実施していきたいと考えております。

(議長 菅野富士雄君)

ほかにございますか。7 番、松山和好君。

(7 番議員 松山和好君)

先ほどの説明でタイル撤去、処分等と言われましたけども、そのシートの費用も含んでの金額なんでしょうか。

(議長 菅野富士雄君)

竹田社会教育課長。

(社会教育課長(兼)町民総合センター所長 竹田辰秀君)

7 番、松山議員の御質問にお答えいたします。

今回の補正予算につきましてはタイルの剥離撤去費及びシートの購入代金も含んでおります。

(議長 菅野富士雄君)

よろしいですか。ほかにございますか。9 番、高橋亨一議員。

(9 番議員 高橋亨一君)

今回は暫定的な工事と思いますが、将来本工事をする見込みがあるのかどうか。もし

計画するということであれば、どのような方法をとるのかお伺いします。

(議長 菅野富士雄君)

竹田社会教育課長。

(社会教育課長(兼)町民総合センター所長 竹田辰秀君)

9番、高橋議員のご質問にお答えいたします。

将来的にもっときれいに、いいようにというふうにできれば一番いいわけですが、費用的な部分も考慮しなければならないというのも事実であります。今回撤去した上にシートを敷いてやってみて、それで安全等が確保できるのであれば、そのままやっていきたいと考えてますけども、可能であればもっときれいにという部分はしていきたいなとは思いますが、まずはそれでやっていきたいと考えております。以上です。

(議長 菅野富士雄君)

よろしいですか。ほかにございますか。5番、屋嶋雅一君。

(5番議員 屋嶋雅一君)

それでは私からも1点お伺いします。

この度マットに変えるということなわけなんです、基本的にマットになると滑りやすいということが発生してくると思われ、どういうマットを使うかなんですけども。その辺の安全性とか安全面については、各位共通した意識でいかなきゃならないと思うんですが、各学校にも利用者も含めて、こういった形で周知していくつもりなのかお伺いしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

竹田社会教育課長。

(社会教育課長(兼)町民総合センター所長 竹田辰秀君)

屋嶋議員のご質問にお答えいたします。

今回購入するマットにつきましてはこれまで使用してきたマットと同様のマットを予定しております。令和元年度よりタイルの剥離始まりまして、少しずつマットを敷きながらもっと増やしてきたというのがありますけども、プール専用のマットということで滑りにくくはなってると思います。今回購入する分につきましては、これまで貼れなかった部分とか、あるいは段差等がある部分等を調整しながらマットを足していくというイメージを持っております。学校の先生等からは特段このマットで問題があるという部分は、話は入っておりませんので、そのような方法で今回まずやっていきたいと考えています。

(議長 菅野富士雄君)

よろしいですか。ほかにございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより議案第 49 号 令和 7 年度飯豊町一般会計補正予算（第 1 号）の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙手 全員 ）

（議長 菅野富士雄君）

お直りください。挙手全員です。

よって議案第 49 号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

今臨時会において議決されました各議案等について、その条項、字句数字その他、整理を要するものについてはその整理を議長に委任頂きたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

（議長 菅野富士雄君）

ご異議なしと認めます。

よって条項字句数字その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

以上で本日予定されました議事日程は全部終了いたしました。

これにて閉会といたします。

大変ご苦勞さまでした。お疲れさまでした。

（ 午前 10 時 28 分 閉会 ）